

○厚生労働省告示第四百二十五号

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成二十五年厚生労働省告示第三百十七号）は、平成二十六年十一月二十四日限り廃止する。ただし、同日以前に着手したヒト幹細胞臨床研究については、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第四条第一項の規定による再生医療等提供計画の提出の日までは、なお従前の例による。

平成二十六年十一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久